

# 申告期間の今こそ仲間増やしの絶好のチャンス！ 「民商を紹介するから相談を」などと声を掛けましょう

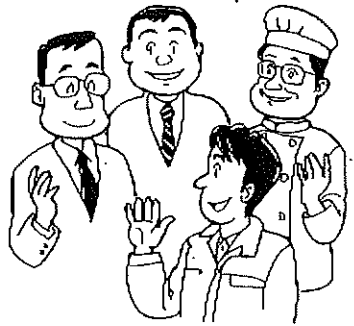
2月になり、本格的な確定申告の時期がやってきました。長岡民商では2月1日現在、各支店や支部などで、のべ35の集まりを予定しています。既に申告学習会・相談会をスタートした支部もあります。

インボイスは、消費税免税事業者からインボイス発行事業者（課税事業者）になった事業者者に、納税と事務の大きな負担を強いています。さらには、申告相談会にも悪影響を及ぼします。

長岡民商でも、多くの会員が免税事業者からインボイス発行事業者になることを余儀なくされました。消費税を申告する会員が増えるため、相談会には従来よりも多くの時間を要することが確実です。よって、十分に準備したうえで相談会に臨むことが求められます。申告期限直前の急な相談には対応できないおそれもあることから、申告準備を始めていない場合は、すぐに取り掛かりましょう。

また、4月1日から税務相談停止命令制度が施行されます。民商・全商連は署名などの運動により、財務省から「納税者同士で一般的な知識を学び合うような取り組みを対象にするものではない」との国会答弁を引き出しました。しかし、命令の対象・範囲は不明確です。よって、納税額を自ら計算し、申告する自主計算・自主申告がより大切になります。

民商の仲間が最も増えるのは2月、3月です。申告相談会を開く今こそ、仲間増やしの絶好のチャンスです。仕事仲間や知り合いの事業者に「インボイス・消費税申告はどうしている？」「何か困ったことはないか？」などと尋ね、「民商を紹介するから、相談するといいいよ」と働きかけてください。声かけは民商を大きくする運動であると同時に、人助けにもなります。よろしくお願いします。



## 控除証明書等の準備を！

確定申告には社会保険料や生命保険料の控除証明書等が必要です。申告の際に忘れることがないよう、すぐに準備しましょう。



- 1 添付・提出の必要があるもの（個人によって異なります）
  - ① 生命保険料（一般の生命保険・介護医療保険・個人年金）
  - ② 地震保険料の控除証明書 など
- 2 添付・提出の必要はないが、所得や控除の計算の際に必要となるもの（個人によって異なります）
  - ① 社会保険料（国民年金） 控除証明書  
国民年金保険料を支払っている方に、昨年11月初旬にハガキ形式で届いています。
  - ② 国民健康保険料の領収書  
支払った分はすべて控除の対象となります。領収書をもとに、どれだけ支払ったのか正確な金額を把握しましょう。
  - ③ 公的年金等の源泉徴収票  
公的年金を受け取っている方に、ハガキ形式で1月中旬～下旬に届きます。
  - ④ 医療費の領収書またはハガキ等  
年間医療費が合計10万円（所得額が200万円未満の場合は、その5%）を超えた場合、控除の対象となります。同一生計家族分も合算可。但し、生命保険等で補てんされた分は除きます。
  - ⑤ 給与、企業年金等の源泉徴収票 など



長岡版

発行編集  
長岡民主商工会  
長岡市中沢167-1  
☎ 33-5948

2024年  
2月5日

第2182号

インボイス制度は廃止を  
消費税は5%に減税を  
大軍拡・大増税をやめよ  
税務相談停止命令制度は  
廃止を